FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

金融資産運用設計
解答・解説集

50問

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-14 版（元データ 4cb18a2）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 問題文と選択肢は、同じ課目の「問題集」に載せています。解答・解説集の選択肢の記号（A〜D）は、問題集と同じです。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

正答一覧 …… 5

第1問 finance-001 債券の利回り …… 6
第2問 finance-002 ポートフォリオ理論 …… 7
第3問 finance-003 株式の投資指標 …… 7
第4問 finance-004 NISA（2024年以降の制度） …… 8
第5問 finance-005 預金保険制度 …… 9
第6問 finance-006 外貨建て商品（外貨預金の利回り） …… 10
第7問 finance-007 株式の投資指標（ROE・配当性向） …… 11
第8問 finance-008 ポートフォリオの期待収益率 …… 12
第9問 finance-009 複利計算（半年複利） …… 12
第10問 finance-010 上場株式等の譲渡損失 …… 13
第11問 finance-011 債券の利回り（所有期間利回り） …… 14
第12問 finance-012 株式の投資指標（配当利回り） …… 15
第13問 finance-013 ポートフォリオ理論（相関係数） …… 16
第14問 finance-014 債券価格と金利の関係 …… 17
第15問 finance-015 上場株式の譲渡益の課税 …… 17
第16問 finance-016 金融サービス提供法（重要事項の説明） …… 18
第17問 finance-017 消費者契約法（取消権の期間） …… 19
第18問 finance-018 オプション取引 …… 20
第19問 finance-019 年平均利回り（単利） …… 21
第20問 finance-020 72の法則 …… 22
第21問 finance-021 債券の利回り（応募者利回り） …… 23
第22問 finance-022 株式の評価（定率成長配当割引モデル） …… 23
第23問 finance-023 名目金利と実質金利 …… 24
第24問 finance-024 金融商品取引法（適合性の原則） …… 25
第25問 finance-025 上場株式等の配当の課税方法 …… 26
第26問 finance-026 特定口座（源泉徴収選択口座） …… 27
第27問 finance-027 ドルコスト平均法 …… 27
第28問 finance-028 CAPM（資本資産評価モデル） …… 28
第29問 finance-029 金融商品取引法（契約締結前の情報提供） …… 29
第30問 finance-030 個人向け国債 …… 30
第31問 finance-031 投資信託の収益の分配と所得税 …… 31
第32問 finance-032 債券のデュレーション …… 32
第33問 finance-033 金融商品取引法（断定的判断の提供の禁止） …… 32
第34問 finance-034 金融サービス提供法（損害額の推定） …… 33
第35問 finance-035 特定公社債の利子の課税 …… 34

第36問	finance-036	預金保険制度（決済用預金）	35
第37問	finance-037	金融商品取引法（損失補塡等の禁止）	36
第38問	finance-038	債券の価格（最終利回りからの逆算）	37
第39問	finance-039	GDPデフレーター	37
第40問	finance-040	景気動向指数（DI）	38
第41問	finance-041	金融商品取引法（広告等の規制）	39
第42問	finance-042	NISA（非課税保有限度額）	40
第43問	finance-043	外貨建て債券の円ベースの収益率	41
第44問	finance-044	ポートフォリオのリスク（相関係数0）	41
第45問	finance-045	インフォメーション・レシオ	42
第46問	finance-046	消費者契約法（免責条項の無効）	43
第47問	finance-047	日本銀行の金融政策の理念	44
第48問	finance-048	期待収益率（シナリオ分析）	44
第49問	finance-049	顧客等に対する誠実公正義務	45
第50問	finance-050	割引債の利回り（複利）	46

正答一覧　金融資産運用設計

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	finance-001	**C**	26	finance-026	**C**
2	finance-002	**D**	27	finance-027	**A**
3	finance-003	**A**	28	finance-028	**D**
4	finance-004	**C**	29	finance-029	**B**
5	finance-005	**B**	30	finance-030	**A**
6	finance-006	**B**	31	finance-031	**A**
7	finance-007	**C**	32	finance-032	**D**
8	finance-008	**D**	33	finance-033	**B**
9	finance-009	**C**	34	finance-034	**C**
10	finance-010	**A**	35	finance-035	**A**
11	finance-011	**B**	36	finance-036	**D**
12	finance-012	**A**	37	finance-037	**B**
13	finance-013	**C**	38	finance-038	**D**
14	finance-014	**D**	39	finance-039	**C**
15	finance-015	**B**	40	finance-040	**A**
16	finance-016	**D**	41	finance-041	**B**
17	finance-017	**A**	42	finance-042	**C**
18	finance-018	**C**	43	finance-043	**A**
19	finance-019	**D**	44	finance-044	**D**
20	finance-020	**A**	45	finance-045	**C**
21	finance-021	**B**	46	finance-046	**A**
22	finance-022	**A**	47	finance-047	**D**
23	finance-023	**C**	48	finance-048	**B**
24	finance-024	**D**	49	finance-049	**A**
25	finance-025	**B**	50	finance-050	**C**

課目1　金融資産運用設計

解答・解説（50問）

第1問　finance-001　金融・債券の利回り

正答 C　**1.53%**

最終利回りは「1年あたりの収益（利子＋償還差益の年割り）÷ 購入価格」で求めます。答えは約1.53%です。

計算・判断の手順

1. 公式：最終利回り(%) ＝ {表面利率 ＋ (額面 − 購入価格) ÷ 残存年数} ÷ 購入価格 × 100
2. 1年あたりの償還差益：(100円 − 98円) ÷ 4年 ＝ 0.5円
3. 1年あたりの収益：1.0円（利子）＋ 0.5円 ＝ 1.5円
4. 最終利回り：1.5円 ÷ 98円 × 100 ＝ 1.5306…% ≒ 1.53%

選択肢ごとの説明

× **A**　1.02%
利子1.0円だけを購入価格で割っており、償還差益を考慮していません（直接利回り）。

× **B**　1.50%
分母を購入価格98円ではなく額面100円にしてしまった誤りです。

○ **C**　1.53%
これが正解です。

× **D**　3.06%
償還差益2円を残存年数4年で割り忘れています。

あわせて覚えたいポイント

- 分母は常に「購入価格」です。額面ではありません。
- 応募者利回り（発行時に買い満期まで保有）、所有期間利回り（途中で売却）も、分子・分母の考え方は同じです。

根拠と基準日

- 債券利回りの計算（単利）（法令ではなく、日本の債券取引で一般的な単利による利回り計算の方法です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問　finance-002　金融・ポートフォリオ理論

正答 D　**シャープ・レシオはファンドAが0.5、ファンドBが0.4である。**

シャープ・レシオは、リスク（標準偏差）1単位あたりの超過収益です。Aが0.5、Bが0.4なので、Aの方が効率的です。

計算・判断の手順

1. 公式：シャープ・レシオ ＝ (期待収益率 − 安全資産利子率) ÷ 標準偏差
2. ファンドA：(6% − 1%) ÷ 10% ＝ 0.5
3. ファンドB：(9% − 1%) ÷ 20% ＝ 0.4
4. 0.5 ＞ 0.4 なので、リスク1単位あたりの超過収益はファンドAの方が大きくなります。

選択肢ごとの説明

× A　シャープ・レシオはファンドBの方が高い。
計算するとAが0.5、Bが0.4で、Aの方が高くなります。

× B　期待収益率が高いので、リスク1単位あたりの効率もファンドBが上回る。
期待収益率が高くても、リスクがそれ以上に大きければ効率は下がります。

× C　シャープ・レシオは「期待収益率 ÷ 標準偏差」で求める。
安全資産利子率を差し引く必要があります。

○ D　シャープ・レシオはファンドAが0.5、ファンドBが0.4である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- シャープ・レシオは、値が大きいほど効率的な運用だと評価します。
- 分母を標準偏差ではなくベータ（β）にしたものがトレイナー・レシオです。

根拠と基準日

- 投資理論（シャープ・レシオ）（法令ではなく、W.F.シャープが提唱した運用成果の評価指標です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問　finance-003　金融・株式の投資指標

正答 A　**PERは20倍、PBRは1.25倍である。**

PER＝株価÷EPS＝2,000÷100＝20倍、PBR＝株価÷BPS＝2,000÷1,600＝1.25倍です。

計算・判断の手順

1. PER（株価収益率）＝株価 ÷ 1株当たり当期純利益 ＝ 2,000円 ÷ 100円 ＝ 20倍
2. PBR（株価純資産倍率）＝株価 ÷ 1株当たり純資産 ＝ 2,000円 ÷ 1,600円 ＝ 1.25倍
3. ROE ＝ 1株当たり当期純利益 ÷ 1株当たり純資産 ＝ 100円 ÷ 1,600円 ＝ 6.25%

第3問（finance-003）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　PERは20倍、PBRは1.25倍である。
これが正解です。

× **B**　PERは0.05倍、PBRは0.8倍である。
分子と分母を逆にしています（EPS÷株価、BPS÷株価）。

× **C**　PERは16倍、PBRは1.25倍である。
PERの分母にBPSを使っています（1,600÷100）。

× **D**　ROEは5%である。
100円 ÷ 2,000円 ＝ 5%は株価に対する利益の割合（益利回り）で、ROEではありません。ROEは6.25%です。

あわせて覚えたいポイント

- PERは利益から見た割安・割高、PBRは純資産から見た割安・割高の目安です。どちらも一般に、数値が低いほど割安とされます。
- PBR ＝ PER × ROE の関係があります（20倍 × 6.25% ＝ 1.25倍）。

根拠と基準日

- 投資指標の定義（PER・PBR・ROE）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問　finance-004　金融・NISA（2024年以降の制度）

正答 C　**つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円、成長投資枠の年間投資上限額は240万円である。**

年間の投資上限額は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円です。非課税保有限度額は全体で1,800万円、そのうち成長投資枠は1,200万円までです。

計算・判断の手順

1. つみたて投資枠：年間120万円まで
2. 成長投資枠：年間240万円まで
3. 非課税保有限度額：全体で1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）

選択肢ごとの説明

× **A**　成長投資枠の年間投資上限額は120万円、つみたて投資枠は240万円である。
成長投資枠とつみたて投資枠の金額が逆です。

× **B**　非課税保有限度額は、成長投資枠とつみたて投資枠を合わせて1,200万円である。
1,200万円は成長投資枠の上限です。全体の非課税保有限度額は1,800万円です。

○ **C**　つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円、成長投資枠の年間投資上限額は240万円である。
これが正解です。

× **D**　成長投資枠だけで、非課税保有限度額の1,800万円まで利用できる。
成長投資枠で使えるのは1,200万円までです。

第4問（finance-004）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 非課税保有限度額（全体1,800万円、うち成長投資枠1,200万円）は、上場株式等の購入の代価の額（いわゆる簿価）を基準に判定します。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の14第5項（非課税口座の要件（成長投資枠の年間240万円、つみたて投資枠の年間120万円、非課税保有限度額1,800万円〔うち成長投資枠1,200万円〕））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　finance-005　金融・預金保険制度

正答 B　1,000万円

預金保険で保護されるのは、預金者1人あたり、1金融機関ごとに合算して元本1,000万円までとその利息等です。1,300万円のうち1,000万円が保護されます。

計算・判断の手順

1. 同じ金融機関にある一般預金等は、預金者ごとに合算します（名寄せ）：800万円 ＋ 500万円 ＝ 1,300万円
2. 保護の上限（保険基準額）は元本1,000万円（とその利息等）
3. 1,300万円 ＞ 1,000万円 なので、保護される元本は1,000万円です。

選択肢ごとの説明

× A　800万円
普通預金だけが保護されると考えた誤りです。

○ B　1,000万円
これが正解です。

× C　1,300万円
合算した全額が保護されると考えた誤りです。1,000万円を超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

× D　2,000万円
保護の上限（元本1,000万円）が普通預金と定期預金の口座ごとにあると考え、2口座分の上限額（1,000万円×2）をそのまま答えた誤りです。実際の上限は、口座や預金の種類ごとではなく、預金者1人あたり1金融機関ごとに合算して元本1,000万円です。また、保護されるのは預けている元本（本問では合計1,300万円）の範囲内に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 利息が付かない、いつでも払戻しを請求できる、決済に使える、という要件をすべて満たす「決済用預金」は、全額保護されます。
- 保護の上限は、1金融機関ごとに適用されます。別の金融機関の預金とは合算しません。

第5問（finance-005）の続き

根拠と基準日

- 預金保険法 第54条第1項・第2項（一般預金等の保険金の額（預金者ごとに元本を合算し、保険基準額までとその利息等））
- 預金保険法施行令 第6条の3（保険基準額は1,000万円）
- 預金保険法 第51条の2第1項・第54条の2（決済用預金の要件と、決済用預金に係る保険金の額（全額））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問　finance-006　金融・外貨建て商品（外貨預金の利回り）

正答 B　2.62%

預入時の円の支払額と、満期時に円に換えた受取額を比べます。為替レートが円高方向に動き、TTSとTTBの差もあるため、円ベースの利回りは外貨ベースの4.0%より低くなります。

計算・判断の手順

1. 預入時に必要な円：1万米ドル × 151円（TTS）＝ 151万円
2. 満期時の元利金：1万米ドル × (1 + 0.04) ＝ 1万400米ドル
3. 円に換えた受取額：1万400米ドル × 149円（TTB）＝ 154万9,600円
4. 利回り：(154万9,600円 − 151万円) ÷ 151万円 × 100 ＝ 2.6225…% ≒ 2.62%

選択肢ごとの説明

× A　2.56%

増えた額（3万9,600円）を、預入時の円（151万円）ではなく、満期時の受取額（154万9,600円）で割った誤りです。利回りは投資した元本（預入時の円）で割ります。

○ B　2.62%

これが正解です。

× C　2.68%

外貨ベースの利回り4.0%から、為替の変動率（151円→149円で約1.32%）を単純に差し引いた近似の誤りです。実際には、利息にも満期時の為替レートがかかるため、正確に計算すると2.62%になります。

× D　4.00%

外貨ベースの利率です。円で預け入れて円で受け取る場合は、TTSとTTBの差や為替の変動を反映して計算します。

あわせて覚えたいポイント

- TTS（対顧客電信売相場）は円を外貨に換えるとき、TTB（対顧客電信買相場）は外貨を円に換えるときの為替レートです。
- 為替レートが同じでも、TTSとTTBの差（為替手数料にあたる部分）があるため、円ベースの利回りは外貨ベースより低くなります。

第6問（finance-006）の続き

根拠と基準日

- 利回りの定義（外貨建て商品の円換算）（法令ではなく、投資額に対する収益の割合という利回りの定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　finance-007　金融・株式の投資指標（ROE・配当性向）

正答 C　**ROE 10%・配当性向 30%**

ROEは当期純利益を自己資本で割った値、配当性向は配当金の総額を当期純利益で割った値です。

計算・判断の手順

1. ROE ＝ 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100 ＝ 30億円 ÷ 300億円 × 100 ＝ 10%
2. 配当性向 ＝ 配当金の総額 ÷ 当期純利益 × 100 ＝ 9億円 ÷ 30億円 × 100 ＝ 30%

選択肢ごとの説明

× **A**　ROE 3%・配当性向 30%
ROEを「配当金の総額 ÷ 自己資本」（9億円 ÷ 300億円 ＝ 3%）で計算した誤りです。この値は、自己資本に対する配当の割合（株主資本配当率）にあたります。

× **B**　ROE 10%・配当性向 3%
配当性向を「配当金の総額 ÷ 自己資本」で計算した誤りです。配当性向は、利益のうちどれだけを配当に回したかを表すため、当期純利益で割ります。

○ **C**　ROE 10%・配当性向 30%
これが正解です。

× **D**　ROE 30%・配当性向 10%
ROEと配当性向の計算で、割る数を取り違えた誤りです（9億円 ÷ 30億円 ＝ 30% をROE、30億円 ÷ 300億円 ＝ 10% を配当性向としている）。

あわせて覚えたいポイント

- ROEは、株主が出資した資本（自己資本）を使って、どれだけ効率よく利益を上げたかを表します。
- 配当性向 × ROE ＝ 配当金の総額 ÷ 自己資本 の関係があります（30% × 10% ＝ 3%）。

根拠と基準日

- 投資指標の定義（ROE・配当性向）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　finance-008　金融・ポートフォリオの期待収益率

正答 D　5.8%

ポートフォリオの期待収益率は、各資産の期待収益率を投資比率で加重平均したものです。

計算・判断の手順

1. 資産Aの部分：4% × 0.4 ＝ 1.6%
2. 資産Bの部分：7% × 0.6 ＝ 4.2%
3. 合計：1.6% ＋ 4.2% ＝ 5.8%

選択肢ごとの説明

× **A**　5.2%
投資比率を逆にした誤りです（4% × 0.6 ＋ 7% × 0.4 ＝ 5.2%）。

× **B**　5.5%
投資比率を考えずに単純平均した誤りです（(4% ＋ 7%) ÷ 2 ＝ 5.5%）。

× **C**　11.0%
期待収益率を単純に合計した誤りです（4% ＋ 7% ＝ 11.0%）。

○ **D**　5.8%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 期待収益率は、相関係数にかかわらず加重平均で求めます。
- 一方、ポートフォリオのリスク（標準偏差）は、資産どうしの相関係数が1より小さければ、各資産の標準偏差の加重平均より小さくなります（分散投資の効果）。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（期待収益率の加重平均）（法令ではなく、期待値の性質に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問　finance-009　金融・複利計算（半年複利）

正答 C　1,061,520円

半年複利では、半年ごとに「年利率 ÷ 2」の利息が元本に加わります。3年間では6回複利で増えます。

計算・判断の手順

1. 半年あたりの利率：2% ÷ 2 ＝ 1%
2. 複利の回数：3年 × 2回 ＝ 6回
3. 元利合計：100万円 × (1 ＋ 0.01)^6 ＝ 1,061,520.15…円 → 1,061,520円

第9問（finance-009）の続き

選択肢ごとの説明

× A　1,060,000円
単利で計算した誤りです（100万円 × (1 ＋ 0.02 × 3) ＝ 106万円）。

× B　1,061,208円
1年複利で計算した誤りです（100万円 × 1.02^3 ＝ 1,061,208円）。半年複利は、利息が元本に加わる回数が多いため、1年複利より少し多くなります。

○ C　1,061,520円
これが正解です。

× D　1,126,162円
半年ごとに年利率（2%）をそのまま適用した誤りです（100万円 × 1.02^6 ＝ 1,126,162円）。半年あたりの利率は1%です。

あわせて覚えたいポイント

- 同じ年利率でも、複利の回数（1年複利・半年複利・1か月複利）が多いほど、元利合計は多くなります。

根拠と基準日

- **複利計算**（法令ではなく数学的な関係です。元利合計 ＝ 元本 × (1 ＋ 年利率 ÷ 年間の複利回数)^(年間の複利回数 × 年数)。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問　finance-010　金融・上場株式等の譲渡損失

正答 A　**確定申告をすることにより、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越して控除できる。**

上場株式等に係る譲渡損失は、確定申告をすることで、その年の上場株式等に係る配当所得等（申告分離課税を選択したもの）と損益通算でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越せます。

計算・判断の手順

1. 損益通算の相手：上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したもの）を限度に控除（租税特別措置法 第37条の12の2第1項）
2. 繰越控除：その年の前年以前3年内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、上場株式等に係る譲渡所得等の金額や配当所得等の金額から控除（同条第5項）
3. いずれも、確定申告をすることが前提です。

第10問（finance-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　確定申告をすることにより、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越して控除できる。
これが正解です。

× **B**　確定申告をすることにより、給与所得の金額と損益通算できる。
上場株式等に係る譲渡損失は、給与所得などの総合課税の所得とは損益通算できません。

× **C**　総合課税を選択した上場株式の配当所得と損益通算できるが、翌年以後に繰り越すことはできない。
損益通算できるのは、申告分離課税を選択した配当所得等です。総合課税を選択した配当所得とは損益通算できません。また、控除しきれない金額は3年間繰り越せます。

× **D**　確定申告をすることにより、翌年以後7年間繰り越して控除できる。
繰越期間は翌年以後3年間です。7年や10年ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 上場株式等に係る譲渡損失を繰り越すには、損失が生じた年分以後、連続して確定申告書を提出することが必要です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の12の2第1項（上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として控除する（損益通算））
- 租税特別措置法 第37条の12の2第5項（前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）
- 国税庁 タックスアンサー No.1474（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問　finance-011　金融・債券の利回り（所有期間利回り）

正答 B　**0.98%**

所有期間利回りは、1年あたりの利息に、1年あたりの売却損益を加えた額を、購入価格で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 1年あたりの売却損益：(101円 − 102円) ÷ 2年 ＝ −0.5円
2. 1年あたりの収益：1.5円 ＋ (−0.5円) ＝ 1.0円
3. 所有期間利回り：1.0円 ÷ 102円 × 100 ＝ 0.980…% ≒ 0.98%

第11問（finance-011）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　0.49%
売却損（1円）を年数で割らずに差し引いた誤りです（(1.5 − 1) ÷ 102 × 100）。

○ B　0.98%
これが正解です。

✕ C　1.00%
購入価格（102円）ではなく、額面（100円）で割った誤りです。

✕ D　1.96%
売却損を売却益として加えた誤りです（(1.5 ＋ 0.5) ÷ 102 × 100）。102円で買って101円で売ったので損失です。

あわせて覚えたいポイント

- 満期まで保有したときの利回りは最終利回り、発行時に買って満期まで保有したときは応募者利回りといいます。考え方は同じで、売却価格の代わりに額面（償還価格）を使います。

根拠と基準日

- 利回りの定義（所有期間利回り）（法令ではなく、債券の利回りの一般的な定義に基づく計算です。所有期間利回り ＝ {表面利率 ＋ (売却価格 − 購入価格) ÷ 所有期間} ÷ 購入価格 × 100。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問　finance-012　金融・株式の投資指標（配当利回り）

正答 A　2.4%

配当利回りは、1株当たりの年間配当金を株価で割った値です。

計算・判断の手順

1. 配当利回り ＝ 1株当たり年間配当金 ÷ 株価 × 100 ＝ 60円 ÷ 2,500円 × 100 ＝ 2.4%

選択肢ごとの説明

○ A　2.4%
これが正解です。

✕ B　4.0%
配当金を1株当たり純資産（BPS）で割った誤りです（60円 ÷ 1,500円）。

✕ C　6.0%
EPSを株価で割った値（益利回り：150円 ÷ 2,500円）です。配当利回りではありません。

✕ D　40.0%
配当金をEPSで割った値（配当性向：60円 ÷ 150円）です。

あわせて覚えたいポイント

- 配当利回りは、株価に対する配当の割合です。株価が下がると、配当が同じでも配当利回りは上がります。

第12問（finance-012）の続き

根拠と基準日

- 投資指標の定義（配当利回り）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問　finance-013　金融・ポートフォリオ理論（相関係数）

正答 C　**相関係数が−1の場合、投資比率によっては、ポートフォリオのリスクを0にすることができる。**

相関係数が−1のとき、2資産の収益率は完全に逆に動くため、投資比率を調整すればリスク（標準偏差）を0にできます。

計算・判断の手順

1. ポートフォリオの分散 ＝ $(w1\sigma1)^2 + (w2\sigma2)^2 + 2 \times w1 \times w2 \times \rho \times \sigma1 \times \sigma2$（w：投資比率、σ：標準偏差、ρ：相関係数）
2. ρ ＝ −1 のとき、分散 ＝ $(w1\sigma1 - w2\sigma2)^2$ となり、$w1\sigma1 = w2\sigma2$ となる比率で0になる
3. ρ ＝ ＋1 のとき、標準偏差 ＝ $w1\sigma1 + w2\sigma2$（加重平均）となり、リスク低減効果はない

選択肢ごとの説明

× **A**　相関係数が＋1の場合に、分散投資によるリスクの低減効果が最も大きくなる。
相関係数が＋1の場合は、ポートフォリオのリスクは各資産のリスクの加重平均と等しく、リスクの低減効果はありません。低減効果は、相関係数が小さいほど大きくなります。

× **B**　相関係数が0の場合、ポートフォリオのリスクは、各資産のリスクの加重平均と等しくなる。
各資産のリスクの加重平均と等しくなるのは、相関係数が＋1の場合です。相関係数が0なら、加重平均より小さくなります。

○ **C**　相関係数が−1の場合、投資比率によっては、ポートフォリオのリスクを0にすることができる。
これが正解です。

× **D**　相関係数は、0から1までの範囲の値をとる。
相関係数は、−1から＋1までの範囲の値をとります。

あわせて覚えたいポイント

- ポートフォリオの期待収益率は、相関係数にかかわらず、各資産の期待収益率の加重平均です。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（分散の公式）（法令ではなく、統計学の分散の公式に基づく関係です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問　finance-014　金融・債券価格と金利の関係

正答 D　**市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は下落する。**

既に発行されている固定利付債券の利息は変わらないため、市場金利が上がると相対的に魅力が下がり、価格が下がります（価格が下がることで利回りが市場金利に近づきます）。

計算・判断の手順

1. 固定利付債券の将来の受取額（利息と償還金）は一定
2. 市場金利が上昇すると、将来の受取額を割り引く率が上がり、現在の価格（現在価値）は下がる
3. 残存期間が長いほど、また表面利率が低いほど、金利変動に対する価格の変動幅は大きい

選択肢ごとの説明

× **A**　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は上昇する。
市場金利と債券価格は逆の方向に動きます。市場金利が上昇すると、債券価格は下落します。

× **B**　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、残存期間が短い債券ほど大きい。
残存期間が長い債券ほど、遠い将来の受取額の割合が大きいため、価格の変動幅は大きくなります。

× **C**　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、表面利率が高い債券ほど大きい。
表面利率が低い債券ほど、満期の償還金の割合が大きいため、価格の変動幅は大きくなります。

○ **D**　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は下落する。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 債券価格が下がると、その価格で買った人の利回りは上がります。債券価格と利回りは逆の方向に動きます。

根拠と基準日

- **債券価格の性質（現在価値）**（法令ではなく、将来の受取額を市場金利で割り引いた現在価値として債券価格が決まる、という関係に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問　finance-015　金融・上場株式の譲渡益の課税

正答 B　**203,150円**

上場株式等の譲渡所得等は申告分離課税で、所得税15%、復興特別所得税（所得税額の2.1%）、住民税5%の合計20.315%です。

計算・判断の手順

1. 所得税：100万円 × 15% ＝ 15万円（租税特別措置法 第37条の11第1項）
2. 復興特別所得税：15万円 × 2.1% ＝ 3,150円
3. 住民税：100万円 × 5% ＝ 5万円
4. 合計：15万円 ＋ 3,150円 ＋ 5万円 ＝ 203,150円（100万円 × 20.315%）

第15問（finance-015）の続き

選択肢ごとの説明

× A　150,000円
所得税（15%）だけの額です。復興特別所得税と住民税を加えていません。

○ B　203,150円
これが正解です。

× C　200,000円
所得税15%と住民税5%の合計（20%）で、復興特別所得税（所得税額の2.1%）を加えていない誤りです。

× D　153,150円
所得税と復興特別所得税の合計（15.315%）で、住民税（5%）を加えていない誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税は、その年分の基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算します（復興財源確保法 第13条）。
- 2027年分（令和9年分）以後の所得税については、改正により復興特別所得税の税率は1.1%になります（令和8年法律第12号による改正後の同法第13条、同法附則第88条第1項）。本問は2026年分のため2.1%です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の11第1項（上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、所得税15%（申告分離課税））
- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第13条（復興特別所得税の額は、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた金額）
- 国税庁 タックスアンサー No.1463（株式等を譲渡したときの課税（申告分離課税）：税率20%（所得税15%、住民税5%）と復興特別所得税（令和8年4月1日現在法令等））
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号） 附則第88条第1項（改正後の復興財源確保法第13条（税率1.1%）は令和9年分以後の所得税に適用し、令和8年分以前はなお従前の例による）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問　finance-016　金融・金融サービス提供法（重要事項の説明）

正答 D　**顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、元本欠損額が、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。**

金融商品販売業者等が重要事項の説明をしなかったときは損害賠償責任を負い、その請求では元本欠損額が損害の額と推定されます。

計算・判断の手順

1. 説明の時期：金融商品の販売が行われるまでの間に、重要事項を説明（金融サービス提供法 第4条第1項）
2. 説明を要しない場合：顧客が特定顧客である場合など（同条第7項）
3. 損害賠償責任：重要事項の説明をしなかったときは、生じた損害を賠償する（第6条）
4. 損害額の推定：元本欠損額を、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定（第7条第1項）

第16問（finance-016）の続き

選択肢ごとの説明

× A　重要事項の説明は、金融商品の販売が行われた後、遅滞なく行えばよい。
重要事項の説明は、金融商品の販売が行われるまでの間にしなければなりません。

× B　顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（特定顧客）であっても、説明を省略することはできない。
顧客が特定顧客である場合は、説明義務の規定は適用されません。

× C　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、顧客が損害の額を立証しなければならず、元本欠損額を損害の額とする推定はない。
元本欠損額は、損害の額と推定されます（顧客の立証の負担が軽くなります）。

○ D　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、元本欠損額が、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 重要事項には、元本欠損が生ずるおそれがある旨や、その原因となる指標（金利・通貨の価格・相場など）が含まれます（第4条第1項）。

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第4条第1項・第7項（重要事項の説明（販売が行われるまでの間）、特定顧客などへの適用除外）
- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第6条（説明義務違反等による損害賠償責任）
- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第7条第1項（元本欠損額を損害の額と推定）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問　finance-017　金融・消費者契約法（取消権の期間）

正答 A　**取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約の締結の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。**

不実告知による誤認を理由とする取消権は、追認できる時から1年間、または契約締結の時から5年で時効により消滅します。

計算・判断の手順

1. 取消し：重要事項について事実と異なることを告げられ、誤認して契約したときは取り消せる（消費者契約法第4条第1項第1号）
2. 取消権の期間：追認をすることができる時から1年間、契約締結の時から5年（第7条第1項）

第17問（finance-017）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約の締結の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。
これが正解です。

× **B**　取消権は、追認をすることができる時から6か月間行わないとき、または契約の締結の時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。
期間は、追認できる時から1年間、契約締結の時から5年です。

× **C**　取消権は、追認をすることができる時から3年間行わないとき、または契約の締結の時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。
3年・10年は、第4条第3項第8号（霊感等による知見を用いた告知）に係る取消権の期間です。本問はこれに当たりません。

× **D**　消費者契約は、事業者が事実と異なることを告げた場合でも、取り消すことはできない。
重要事項について事実と異なることを告げられて誤認し、契約した場合は、取り消すことができます。

あわせて覚えたいポイント

- 将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供された場合（例：「必ず値上がりする」）も、誤認して契約したときは取り消せます（第4条第1項第2号）。

根拠と基準日

- 消費者契約法 第4条第1項（不実告知・断定的判断の提供による誤認に基づく取消し）
- 消費者契約法 第7条第1項（取消権は、追認をすることができる時から1年間（第4条第3項第8号は3年間）、契約締結の時から5年（同号は10年）で時効消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問　finance-018　金融・オプション取引

正答 C　**コール・オプションの買い手の損失は、支払ったプレミアム（オプション料）に限定される。**

オプションの買い手は、不利なときは権利を行使しなければよいため、損失は支払ったプレミアムに限定されます。

計算・判断の手順

1. コール・オプション：原資産をあらかじめ定めた価格（権利行使価格）で買う権利
2. プット・オプション：原資産を権利行使価格で売る権利
3. 買い手：プレミアムを支払って権利を得る。損失はプレミアムに限定
4. 売り手：プレミアムを受け取り、買い手が権利を行使したら応じる義務を負う。損失は限定されない（コールの売りでは理論上無限）

第18問（finance-018）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　コール・オプションは、原資産をあらかじめ定めた価格で売る権利である。
コール・オプションは「買う」権利です。「売る」権利はプット・オプションです。

✕ B　プット・オプションの買い手は、原資産の価格が上昇すると利益が出る。
プット・オプションの買い手は、原資産の価格が下落すると利益が出ます。

○ C　コール・オプションの買い手の損失は、支払ったプレミアム（オプション料）に限定される。
これが正解です。

✕ D　オプションの売り手の損失は、受け取ったプレミアムに限定される。
売り手の利益は受け取ったプレミアムに限られますが、損失は限定されません。

あわせて覚えたいポイント

- オプションの買い手は権利を持ち、売り手は義務を負います。

根拠と基準日

- オプション取引の定義（法令ではなく、オプション取引の一般的な仕組み（権利と義務、損益の形）に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　finance-019　金融・年平均利回り（単利）

正答 D　3.00%

単利の年平均利回りは、収益の合計を年数で割って1年あたりにし、投資額で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 収益の合計：115万円 − 100万円 ＝ 15万円
2. 1年あたりの収益：15万円 ÷ 5年 ＝ 3万円
3. 年平均利回り：3万円 ÷ 100万円 × 100 ＝ 3.00%

選択肢ごとの説明

✕ A　2.61%
収益を投資額ではなく、5年後の金額（115万円）で割った誤りです（15万円 ÷ 115万円 ÷ 5）。

✕ B　2.83%
複利で計算した年平均利回りです（1.15^(1/5) − 1 ≒ 2.83%）。設問は単利です。

✕ C　15.00%
5年間の収益率の合計で、年数で割っていません。

○ D　3.00%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 同じ結果でも、複利の年平均利回り（約2.83%）は、単利の年平均利回り（3.00%）より低くなります。

第19問（finance-019）の続き

根拠と基準日

- 利回りの定義（年平均利回り）（法令ではなく、利回りの一般的な定義に基づく計算です。単利の年平均利回り ＝ (収益の合計 ÷ 年数) ÷ 投資額 × 100。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　finance-020　金融・72の法則

正答 A　**24年**

72の法則では、「72 ÷ 年利率（%）」で、複利運用で元本が約2倍になる年数を求めます。

計算・判断の手順

1. 72 ÷ 3 ＝ 24年
2. （参考）正確には、1.03^n ＝ 2 となる n は約23.4年

選択肢ごとの説明

○ **A**　24年
これが正解です。

× **B**　33年
100 ÷ 3 で計算した誤りです（単利で元本と同じ額の利息が付くまでの年数）。

× **C**　36年
72 ÷ 2 で計算した誤りです。年利率は3%です。

× **D**　21.6年
72 × 3 ÷ 10 で計算した誤りです。72の法則は、72を年利率で割ります。

あわせて覚えたいポイント

- 72の法則は近似です。年利率が低い範囲（数%程度）でよく当てはまります。

根拠と基準日

- 複利計算（72の法則）（法令ではなく、複利で元本が2倍になる年数の近似式です。正確な年数は ln 2 ÷ ln(1 ＋ r)。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問　finance-021　金融・債券の利回り（応募者利回り）

正答 B　1.41%

応募者利回りは、発行時に購入して償還まで保有した場合の利回りで、1年あたりの利息に、1年あたりの償還差益を加えた額を発行価格で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 1年あたりの償還差益：(100円 − 99円) ÷ 5年 ＝ 0.2円
2. 1年あたりの収益：1.2円 ＋ 0.2円 ＝ 1.4円
3. 応募者利回り：1.4円 ÷ 99円 × 100 ＝ 1.414…% ≒ 1.41%

選択肢ごとの説明

× A　1.21%
利息だけを発行価格で割った直接利回りです（1.2円 ÷ 99円）。償還差益を加えていません。

○ B　1.41%
これが正解です。

× C　1.40%
発行価格（99円）ではなく、額面（100円）で割った誤りです。

× D　2.22%
償還差益（1円）を年数で割らずに加えた誤りです（(1.2 ＋ 1) ÷ 99）。

あわせて覚えたいポイント

- 応募者利回りは、最終利回り（finance-001）・所有期間利回り（finance-011）と同じ考え方で、購入価格を発行価格、売却価格を額面（償還価格）として計算します。

根拠と基準日

- 利回りの定義（応募者利回り）（法令ではなく、債券の利回りの一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問　finance-022　金融・株式の評価（定率成長配当割引モデル）

正答 A　1,500円

定率成長配当割引モデルでは、理論株価 ＝ 来期の配当 ÷（要求収益率 − 配当の成長率）です。

計算・判断の手順

1. 理論株価 ＝ 60円 ÷ (6% − 2%) ＝ 60円 ÷ 0.04 ＝ 1,500円

第22問（finance-022）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,500円
これが正解です。

× **B**　1,000円
成長率を考えずに、配当を要求収益率で割った誤りです（60円 ÷ 0.06。成長しない場合のモデル）。

× **C**　750円
要求収益率に成長率を加えて割った誤りです（60円 ÷ 0.08）。成長率は差し引きます。

× **D**　3,000円
配当を成長率で割った誤りです（60円 ÷ 0.02）。

あわせて覚えたいポイント

- このモデルは、要求収益率が配当の成長率より高いことが前提です。成長率が高いほど、理論株価は高くなります。

根拠と基準日

- 株式評価の理論（配当割引モデル）（法令ではなく、将来の配当の現在価値の合計として株価を求めるモデル（定率成長の場合の公式）に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問　finance-023　金融・名目金利と実質金利

正答 C　**2%**

実質金利は、名目金利から物価上昇率を差し引いた値で近似できます。

計算・判断の手順

1. 実質金利 ≒ 名目金利 − 物価上昇率 ＝ 3% − 1% ＝ 2%

選択肢ごとの説明

× **A**　4%
名目金利と物価上昇率を足した誤りです。

× **B**　3%
名目金利のままです。物価上昇の分だけ、お金の実質的な価値は目減りします。

○ **C**　2%
これが正解です。

× **D**　1%
物価上昇率をそのまま答えた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 物価上昇率が名目金利を上回ると、実質金利はマイナスになり、預金などの実質的な価値は減ります。
- 正確には、(1 ＋ 名目金利) ÷ (1 ＋ 物価上昇率) − 1 ＝ 1.03 ÷ 1.01 − 1 ≒ 1.98% です。

第23問（finance-023）の続き

根拠と基準日

- 金利の定義（実質金利）（法令ではなく、名目金利と物価上昇率の関係（フィッシャー式の近似）に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問　finance-024　金融・金融商品取引法（適合性の原則）

正答 D　**金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。**

金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行い、投資者の保護に欠けることがないよう業務を行わなければなりません（適合性の原則）。

計算・判断の手順

1. 適合性の原則：顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとならないよう、業務を行わなければならない（金融商品取引法 第40条第1号）

選択肢ごとの説明

× A　顧客が希望すれば、顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不適当な勧誘を行っても、投資者保護上の問題はないとされている。
顧客の知識・経験・財産の状況などに照らして不適当な勧誘をしてはならないとされています。

× B　適合性の原則は、顧客が損失を被った場合に限り問題となる。
損失が生じたかどうかにかかわらず、業務の運営の状況として問題になります。

× C　適合性の原則は、金融商品の価格に関する規制であり、勧誘の方法には関係しない。
適合性の原則は、勧誘のあり方に関する規制です。

○ D　金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 金融商品取引業者等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければなりません（金融商品取引法 第37条の3第1項）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第40条第1号（顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることのないよう業務を行わなければならない）
- 金融商品取引法 第37条の3第1項（契約締結前の情報の提供）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問　finance-025　金融・上場株式等の配当の課税方法

正答 B　**確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできない。**

確定申告不要制度を選択した配当所得の源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

計算・判断の手順

1. 上場株式等の配当等は、総合課税・申告分離課税・確定申告不要制度から選択できる（国税庁 No.1330・No.1331）
2. 確定申告不要制度を選択した配当所得の源泉徴収税額は、所得税額から差し引けない（国税庁 No.1330）
3. 配当控除の対象は、確定申告で総合課税を選択した配当所得に限られる（国税庁 No.1250）

選択肢ごとの説明

× A　申告分離課税を選択した配当所得についても、配当控除を受けることができる。
配当控除の対象は、総合課税を選択した配当所得です。申告分離課税を選択したものは対象外です。

○ B　確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできない。
これが正解です。

× C　大口株主等が受ける上場株式等の配当等についても、申告分離課税を選択することができる。
大口株主等が受ける上場株式等の配当等は総合課税の対象で、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当を除く）は選択できません。

× D　確定申告で選択した課税方法は、その後の修正申告や更正の請求で自由に変更することができる。
確定申告で選択した（または選択しなかった）方法は、その後、修正申告や更正の請求で変更できません。

あわせて覚えたいポイント

- 申告分離課税を選択すると、上場株式等の譲渡損失と損益通算できます（finance-010 参照）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.1330（配当金を受け取ったとき（配当所得）：確定申告不要制度、大口株主等の取扱い（令和8年4月1日現在法令等））
- 国税庁 タックスアンサー No.1331（上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度：選択した方法は修正申告・更正の請求で変更できない（令和8年4月1日現在法令等））
- 国税庁 タックスアンサー No.1250（配当控除の対象は総合課税の適用を受けた配当所得に限られる（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問　finance-026　金融・特定口座（源泉徴収選択口座）

正答 C　**源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、その所得を除外したところで確定申告をすることができる（確定申告を要しない）。**

源泉徴収選択口座の上場株式等の譲渡所得等は、その所得を除外して確定申告をすることができます。つまり、源泉徴収で課税関係を終えることができます。

計算・判断の手順

1. 源泉徴収選択口座の特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の金額は、これを除外したところにより確定申告の規定を適用することができる（租税特別措置法 第37条の11の5第1項）

選択肢ごとの説明

× A　源泉徴収選択口座で上場株式を売却して譲渡益が出た場合、必ず確定申告をしなければならない。
源泉徴収選択口座の譲渡益は、確定申告をしないことを選べます。

× B　源泉徴収選択口座は、上場株式等の売買を行うときに必ず開設しなければならない口座である。
特定口座の開設は任意で、源泉徴収の有無も選択します。

○ C　源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、その所得を除外したところで確定申告をすることができる（確定申告を要しない）。
これが正解です。

× D　源泉徴収選択口座での譲渡損失は、他の口座の譲渡益と通算することは一切できない。
確定申告をすれば、源泉徴収選択口座の譲渡損益も含めて、他の口座の譲渡損益と通算できます。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告をすれば、上場株式等の譲渡損失の損益通算や繰越控除（finance-010）を受けられます。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の11の5第1項（源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等を除外したところにより、確定申告の規定を適用することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問　finance-027　金融・ドルコスト平均法

正答 A　**1,200円**

毎回同じ金額を買うドルコスト平均法では、平均購入単価は「投資総額 ÷ 購入口数の合計」で求めます。価格が低いときに多くの口数を買うため、価格の単純平均より低くなります。

計算・判断の手順

1. 購入口数：3万円 ÷ 1,000円 ＝ 30口、3万円 ÷ 1,500円 ＝ 20口、3万円 ÷ 1,200円 ＝ 25口 → 合計75口
2. 投資総額：3万円 × 3 ＝ 9万円
3. 平均購入単価：9万円 ÷ 75口 ＝ 1,200円

第27問（finance-027）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,200円
これが正解です。

× **B**　1,233円
3か月の基準価額の単純平均です（(1,000 ＋ 1,500 ＋ 1,200) ÷ 3 ≒ 1,233円）。平均購入単価は投資総額を口数で割ります。

× **C**　1,000円
最も安かった月の基準価額です。

× **D**　1,500円
最も高かった月の基準価額です。

あわせて覚えたいポイント

- ドルコスト平均法は、購入時期を分散する方法で、値下がりした時期に多く買うことになります。利益を保証するものではありません。

根拠と基準日

- 投資手法の定義（ドルコスト平均法）（法令ではなく、定額購入の計算上の性質に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問　finance-028　金融・CAPM（資本資産評価モデル）

正答 D　**7.0%**

CAPMでは、期待収益率 ＝ 安全資産利子率 ＋ ベータ ×（市場の期待収益率 − 安全資産利子率）です。

計算・判断の手順

1. 市場リスクプレミアム：6% − 1% ＝ 5%
2. 期待収益率：1% ＋ 1.2 × 5% ＝ 7.0%

選択肢ごとの説明

× **A**　7.2%
市場の期待収益率にベータを掛けただけの誤りです（1.2 × 6%）。

× **B**　6.0%
市場の期待収益率のままです。ベータが1より大きい株式の期待収益率は、市場より高くなります。

× **C**　8.2%
安全資産利子率を差し引かずに、市場の期待収益率にベータを掛けて安全資産利子率を加えた誤りです（1% ＋ 1.2 × 6%）。

○ **D**　7.0%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- ベータは、市場全体の値動きに対する個別株式の値動きの感応度です。ベータが1なら、期待収益率は市場の期待収益率と同じになります。

第28問（finance-028）の続き

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（CAPM）（法令ではなく、資本資産評価モデルの公式に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　finance-029　金融・金融商品取引法（契約締結前の情報提供）

正答 B　**契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、業者の商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない（投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く）。**

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければなりません。

計算・判断の手順

1. 契約締結前の情報の提供：金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項に係る情報を提供（金融商品取引法 第37条の3第1項）
2. 提供する事項の例：商号・名称・住所、金融商品取引業者等である旨と登録番号など（同項第1号・第2号）

選択肢ごとの説明

× A　契約を締結した後、遅滞なく、契約の概要を顧客に説明すればよい。
情報の提供は、契約を締結しようとするとき、あらかじめ行う必要があります。

○ B　契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、業者の商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない（投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く）。
これが正解です。

× C　顧客から求められた場合に限り、契約内容の情報を提供すればよい。
顧客から求められたかどうかにかかわらず、提供する義務があります（内閣府令で定める場合を除く）。

× D　金融商品取引業者等である旨や登録番号は、顧客に伝える必要がない。
金融商品取引業者等である旨と登録番号は、提供すべき事項です（第37条の3第1項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 金融商品取引業者等は、適合性の原則にも従って業務を行う必要があります（第40条第1号、finance-024 参照）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第37条の3第1項（金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問 finance-030 金融・個人向け国債

正答 A　**「変動10年」の適用利率は基準金利 × 0.66 で、金利の下限は0.05%である。**

個人向け国債の「変動10年」の適用利率は、基準金利に0.66を掛けた値で、半年ごとに変わります。金利の下限は0.05%です。

計算・判断の手順

1. 商品：変動10年（半年ごとに適用利率が変わる）、固定5年・固定3年（発行時の利率が満期まで変わらない）
2. 変動10年の利率：基準金利 × 0.66、金利の下限0.05%
3. 購入単位：最低1万円から1万円単位
4. 中途換金：発行後1年経過すれば可能（直前2回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685 が差し引かれる）

選択肢ごとの説明

○ **A**　「変動10年」の適用利率は基準金利 × 0.66 で、金利の下限は0.05%である。
これが正解です。

× **B**　「固定5年」の適用利率は、半年ごとに見直される。
固定5年は、発行時に設定された利率が満期まで変わりません。半年ごとに変わるのは変動10年です。

× **C**　個人向け国債は、発行後6か月を経過すれば中途換金できる。
中途換金できるのは、原則として発行後1年を経過してからです。

× **D**　個人向け国債は、10万円単位でしか購入できない。
最低1万円から、1万円単位で購入できます。

あわせて覚えたいポイント

- 中途換金の際に差し引かれる額の0.79685は、利子の受取時に差し引かれる税金（20.315%）を反映したものです（財務省）。

根拠と基準日

- 財務省「個人向け国債」商品概要 https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/main/outline/（変動10年（基準金利×0.66、下限0.05%）、固定5年・固定3年、1万円単位、発行後1年経過後の中途換金（直前2回分の各利子相当額×0.79685を差引き）（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問　finance-031　金融・投資信託の収益の分配と所得税

正答 A　**収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（元本払戻金）は、所得税が課されない。**

オープン型の証券投資信託の分配金のうち、元本の払戻しに相当する特別分配金（元本払戻金）は非課税です。普通分配金は配当所得になります。

計算・判断の手順

1. 特別分配金：所得税法 第9条第1項第11号で非課税。対象は、収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（所得税法施行令 第27条）
2. 普通分配金：投資信託（公社債投資信託などを除く）の収益の分配は、配当所得（所得税法 第24条第1項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（元本払戻金）は、所得税が課されない。
これが正解です。

× **B**　特別分配金（元本払戻金）は、一時所得として所得税が課される。
特別分配金は元本の払戻しに相当するため、非課税です。一時所得ではありません。

× **C**　普通分配金は、雑所得として所得税が課される。
普通分配金は、投資信託の収益の分配として配当所得になります。雑所得ではありません。

× **D**　普通分配金・特別分配金とも、所得税が課されることはない。
普通分配金は配当所得として課税されます。非課税なのは特別分配金だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 特別分配金は元本の払戻しに相当するため、分配金を受け取っても、その分は運用による利益ではありません。分配金の額だけで、運用の成果は判断できません。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第11号（オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分として政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第27条（収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金）
- 所得税法 第24条第1項（投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配は配当所得）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問　finance-032　金融・債券のデュレーション

正答 D　**1.96年**

マコーレー・デュレーションは、各期のキャッシュフローの現在価値で、受け取るまでの年数を加重平均したものです。

計算・判断の手順

1. 1年後の4円の現在価値：4 ÷ 1.04 ≒ 3.8462円
2. 2年後の104円の現在価値：104 ÷ 1.04^2 ≒ 96.1538円（現在価値の合計＝債券価格100円）
3. デュレーション：(1年 × 3.8462 ＋ 2年 × 96.1538) ÷ 100 ≒ 1.9615年 ≒ 1.96年

選択肢ごとの説明

× A　2.00年
残存期間そのものです。利払いのある債券のデュレーションは、残存期間より短くなります（残存期間と一致するのは割引債）。

× B　1.50年
年数（1年と2年）を単純に平均した誤りです。キャッシュフローの現在価値で加重平均します。

× C　1.89年
修正デュレーション（デュレーション ÷ (1 ＋ 利回り) ＝ 1.9615 ÷ 1.04 ≒ 1.89）と混同した誤りです。

○ D　1.96年
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 修正デュレーションは、金利が1%変化したときの債券価格の変化率の目安です。デュレーションが長いほど、金利の変動による価格の変動が大きくなります。

根拠と基準日

- 債券の理論（デュレーション）（法令ではなく、キャッシュフローの現在価値による加重平均期間という定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問　finance-033　金融・金融商品取引法（断定的判断の提供の禁止）

正答 B　**顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。**

金融商品取引業者等やその役員・使用人は、不確実な事項について断定的判断を提供するなどして勧誘してはなりません（金融商品取引法 第38条第2号）。

計算・判断の手順

1. 第38条は、虚偽の告知（第1号）、断定的判断の提供等（第2号）などを禁止行為として定めています。
2. 内閣府令で定める例外が認められるのは第4号から第6号までの行為で、第2号には例外の定めがありません。

第33問（finance-033）の続き

選択肢ごとの説明

× A　顧客から求められた場合には、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘することができる。
顧客の求めがあっても、断定的判断の提供による勧誘は禁止されています。

○ B　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。
これが正解です。

× C　断定的判断の提供が禁止されるのは、元本が保証されている商品の勧誘に限られる。
対象となる商品に限定はありません。値動きのある商品こそ、将来の価格は不確実です。

× D　断定的判断を提供して勧誘しても、契約の締結後に顧客から苦情がなければ、禁止行為には当たらない。
苦情の有無にかかわらず、その行為自体が禁止されています。

あわせて覚えたいポイント

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、断定的判断の提供等を行ったことにより顧客に生じた損害について、業者の損害賠償責任が定められています（同法 第5条・第6条。損害額の推定は finance-034）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第38条第2号（不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて勧誘する行為の禁止。内閣府令による除外は第4号〜第6号に限る）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問　finance-034　金融・金融サービス提供法（損害額の推定）

正答 C　**元本欠損額は、重要事項の説明をしなかったこと等によって顧客に生じた損害の額と推定される。**

同法では、重要事項の説明をしなかった場合や断定的判断の提供等を行った場合の損害賠償について、元本欠損額を損害の額と推定します（第7条第1項）。

計算・判断の手順

1. 第6条：重要事項の説明義務違反・断定的判断の提供等の禁止違反によって生じた顧客の損害を賠償する責任
2. 第7条第1項：元本欠損額は、その違反によって顧客に生じた損害の額と推定する
3. 元本欠損額：顧客が支払った金銭等の合計額から、顧客が取得した金銭等の合計額などを差し引いた額（第7条第2項）

第34問（finance-034）の続き

選択肢ごとの説明

× A　顧客は、実際に生じた損害の額をすべて自ら立証しなければならない。
損害額の推定の規定があるため、顧客は元本欠損額を示せば足ります（業者が反証しない限り、その額が損害額とされます）。

× B　損害の額は、元本欠損額の2倍の額と推定される。
推定されるのは元本欠損額で、その2倍ではありません。

○ C　元本欠損額は、重要事項の説明をしなかったこと等によって顧客に生じた損害の額と推定される。
これが正解です。

× D　損害賠償を請求できるのは、断定的判断の提供等があった場合に限られ、重要事項の説明をしなかっただけの場合は請求できない。
重要事項の説明をしなかった場合も、損害賠償の対象です（第6条）。

あわせて覚えたいポイント

- 同法の重要事項の説明義務は、finance-016 を参照してください。

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第7条（元本欠損額は、重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによって顧客に生じた損害の額と推定する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　finance-035　金融・特定公社債の利子の課税

正答 A　30,000円

特定公社債の利子は、他の所得と区分し、支払を受けるべき金額に15%の税率で所得税が課されます（租税特別措置法 第3条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 所得税：200,000円 × 15% ＝ 30,000円

選択肢ごとの説明

○ A　30,000円
これが正解です。

× B　40,630円
所得税・復興特別所得税・住民税の合計（20.315%）で計算した誤りです。設問は所得税だけです。

× C　40,000円
所得税15%に住民税5%を加えた20%で計算した誤りです。

× D　0円
特定公社債の利子は、非課税ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税（2026年分は所得税額の2.1%）を加えると、所得税等の税率は15.315%です。

第35問（finance-035）の続き

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第3条第1項第1号（特定公社債の利子は、他の所得と区分し、支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率で所得税を課する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問　finance-036　金融・預金保険制度（決済用預金）

正答 D　**決済サービスを提供できること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、利息が付かないことの要件を満たす決済用預金は、全額保護される。**

当座預金や利息の付かない普通預金などの決済用預金は、預金保険制度により全額保護されます（金融庁「預金保険制度」）。

計算・判断の手順

1. 決済用預金の要件（預金保険法 第51条の2第1項）：①決済に用いることができる　②いつでも払戻しを請求できる　③利息が付かない
2. 決済用預金に係る保険金の額は、その預金に係る債権の額（全額）です（同法 第54条の2）。

選択肢ごとの説明

× A　決済用預金も、ほかの一般預金等と同じく、元本1,000万円までとその利息等が保護される。
元本1,000万円までとその利息等が保護されるのは、決済用預金以外の一般預金等です。

× B　外貨預金は、決済用預金として全額保護される。
外貨預金は、決済用預金から除かれ、預金保険の対象外です。

× C　利息の付く普通預金は、決済用預金として全額保護される。
利息が付く普通預金は、決済用預金の要件（無利息）を満たしません。一般預金等として、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

○ D　決済サービスを提供できること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、利息が付かないことの要件を満たす決済用預金は、全額保護される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 一般預金等の保護の範囲（名寄せ後1,000万円まで）は、finance-005 を参照してください。

根拠と基準日

- 預金保険法 第51条の2第1項・第54条の2（決済用預金（外貨預金等を除く）の要件：決済に用いることができる、いつでも払戻しを請求できる、利息が付されていない）
- 金融庁「預金保険制度」 https://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html（当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問　finance-037　金融・金融商品取引法（損失補填等の禁止）

正答 B　**有価証券売買取引等について顧客に損失が生じた場合にその全部又は一部を補填するため財産上の利益を提供する旨を、あらかじめ申し込み、又は約束することは禁止されている。**

金融商品取引業者等が、顧客に損失が生じた場合に補填する旨をあらかじめ申し込み・約束することや、事後に補填することは禁止されています（第39条第1項）。

計算・判断の手順

1. 禁止される行為（第39条第1項）：事前の損失補填・利益追加の申込み・約束（第1号）、事後の申込み・約束（第2号）、財産上の利益の提供（第3号）。いずれも、第三者に申し込ませ・約束させる行為を含みます。
2. 顧客が要求して約束させたり、利益の提供を受けたりする行為も禁止されています（第39条第2項）。
3. 事故（業者等の違法又は不当な行為で、内閣府令で定めるもの）による損失の補填は、禁止の対象外です（第39条第3項。一定の場合は内閣総理大臣の確認が必要）。

選択肢ごとの説明

× **A**　顧客から要求された場合には、金融商品取引業者等は、顧客の損失を補填することができる。
顧客の要求があっても、損失補填は禁止されています。顧客の側にも禁止規定があります（第39条第2項）。

○ **B**　有価証券売買取引等について顧客に損失が生じた場合にその全部又は一部を補填するため財産上の利益を提供する旨を、あらかじめ申し込み、又は約束することは禁止されている。
これが正解です。

× **C**　損失補填の約束が禁止されるのは業者が自ら約束する場合に限られ、第三者に約束させることは禁止されていない。
第三者に申し込ませ、又は約束させる行為も禁止されています。

× **D**　業者の違法又は不当な行為（事故）による損失であっても、補填することは一切認められない。
事故による損失の補填は、禁止の対象から除かれています（第39条第3項）。

あわせて覚えたいポイント

- 損失補填の禁止は、市場の公正性と、投資者が自己の責任で判断する原則を守るためのものです。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第39条第1項〜第3項（損失補填等の禁止（第三者に約束させる行為を含む）。顧客の要求による約束等の禁止。事故による損失の補填の除外）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問　finance-038　金融・債券の価格（最終利回りからの逆算）

正答 D　101.89円

単利の最終利回りの式を、価格について解きます。価格 ＝ (額面 ＋ 年利息 × 残存年数) ÷ (1 ＋ 最終利回り × 残存年数) です。

計算・判断の手順

1. 最終利回りの式：{2 ＋ (100 − 価格) ÷ 4} ÷ 価格 ＝ 0.015
2. 価格について解くと：価格 ＝ (100 ＋ 2 × 4) ÷ (1 ＋ 0.015 × 4) ＝ 108 ÷ 1.06 ≒ 101.886円 ≒ 101.89円
3. 検算：{2 ＋ (100 − 101.89) ÷ 4} ÷ 101.89 ≒ 1.50%

選択肢ごとの説明

× **A**　102.00円
額面に、表面利率と最終利回りの差（0.5%）× 4年を加えただけの近似です。正確な価格ではありません。

× **B**　108.00円
償還までの利息の合計を額面に加えただけで、利回りで割り戻していません。

× **C**　100.00円
最終利回りではなく表面利率（2%）で割り戻した誤りです（108 ÷ 1.08）。

○ **D**　101.89円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 最終利回りが表面利率より低いとき、債券価格は額面を上回ります（オーバーパー）。債券価格と利回りの関係は、finance-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 利回りの定義（最終利回り）（法令ではなく、単利の最終利回りの一般的な定義を価格について解いた計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問　finance-039　金融・GDPデフレーター

正答 C　110.0

GDPデフレーターは、名目GDPを実質GDPで割って100を掛けた値で、経済全体の物価水準を表します。

計算・判断の手順

1. GDPデフレーター ＝ 名目GDP ÷ 実質GDP × 100 ＝ 550 ÷ 500 × 100 ＝ 110.0

第39問（finance-039）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　90.9
実質GDPを名目GDPで割った誤りです（500 ÷ 550 × 100）。

✕ **B**　10.0
基準年（100）からの上昇幅（110 − 100）です。デフレーターの値ではありません。

○ **C**　110.0
これが正解です。

✕ **D**　1.1
100を掛けていません。GDPデフレーターは、基準年を100とする指数です。

あわせて覚えたいポイント

- GDPデフレーターが前年より下がっている場合は、物価が下落（デフレ）の傾向にあることを示します。
- 実質GDP ＝ 名目GDP ÷ GDPデフレーター × 100 の関係もあります。

根拠と基準日

- 経済指標の定義（GDPデフレーター）（法令ではなく、名目GDP・実質GDPとの関係（名目 ÷ 実質 × 100）という定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問　finance-040　金融・景気動向指数（DI）

正答 A　**66.7%**

DI（ディフュージョン・インデックス）は、採用系列のうち改善した系列の割合です。横ばいは0.5として数えます。

計算・判断の手順

1. 改善した系列の数：7 ＋ 2 × 0.5 ＝ 8
2. DI ＝ 8 ÷ 12 × 100 ≒ 66.7%

選択肢ごとの説明

○ **A**　66.7%
これが正解です。

✕ **B**　58.3%
横ばいの系列を数えなかった誤りです（7 ÷ 12）。

✕ **C**　75.0%
横ばいの系列を、すべて改善として数えた誤りです（9 ÷ 12）。

✕ **D**　33.3%
悪化した系列の割合（(3 ＋ 1) ÷ 12）です。

あわせて覚えたいポイント

- DIは、50%を上回ると景気が拡張局面、下回ると後退局面にあることを示す目安とされます。景気の動きの大きさ（量感）は、CI（コンポジット・インデックス）で見ます。

第40問（finance-040）の続き

根拠と基準日

- 経済指標の定義（景気動向指数のDI）（法令ではなく、景気動向指数のDI（改善した系列の割合、横ばいは0.5）の定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問　finance-041　金融・金融商品取引法（広告等の規制）

正答 B　**広告をするときは、商号・名称、金融商品取引業者等である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項として政令で定めるものなどを表示しなければならない。**

金融商品取引業者等が広告等をするときは、商号・名称、業者である旨と登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（政令で定めるもの）などを表示しなければなりません（金融商品取引法 第37条第1項）。

計算・判断の手順

1. 表示事項（第37条第1項）：①商号・名称・氏名　②金融商品取引業者等である旨及び登録番号　③業務の内容に関する事項で、顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で定めるもの
2. 広告に類似する行為として内閣府令で定めるものも対象です。
3. 利益の見込みなどについて、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示は禁止されています（第37条第2項）。

選択肢ごとの説明

× A　広告には、業者の商号と登録番号を表示すれば足り、それ以外の事項を表示する必要はない。
商号・登録番号に加えて、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項（手数料・リスクなど政令で定めるもの）も表示します。

○ B　広告をするときは、商号・名称、金融商品取引業者等である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項として政令で定めるものなどを表示しなければならない。
これが正解です。

× C　広告の規制は、テレビ・新聞の広告だけに適用され、パンフレットやインターネットの広告には適用されない。
広告に類似するものとして内閣府令で定める行為（パンフレットの配布など）も規制の対象です。

× D　広告には、利益の見込みについて著しく人を誤認させるような表示をしても、表示事項がそろっていれば違法ではない。
誇大な広告は、表示事項の有無にかかわらず禁止されています（第37条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 契約締結前の情報の提供（第37条の3）は finance-029 を参照してください。

第41問（finance-041）の続き

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第37条（広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、商号、登録番号、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事項を表示しなければならない。誇大広告の禁止（第2項））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問　finance-042　金融・NISA（非課税保有限度額）

正答 C　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限である。

2024年以後のNISAでは、生涯の非課税保有限度額（総枠）が1,800万円とされ、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限です（金融庁「NISAを知る」、租税特別措置法 第37条の14）。

計算・判断の手順

1. 非課税保有限度額（総枠）：1,800万円（買付け残高〔取得対価の額〕で管理）
2. 成長投資枠：総枠1,800万円のうち1,200万円まで
3. 年間投資枠：つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円（finance-004）

選択肢ごとの説明

× A　生涯の非課税保有限度額は1,200万円で、そのうち成長投資枠は600万円が上限である。
総枠は1,800万円、成長投資枠は1,200万円です。

× B　非課税保有限度額は設けられておらず、毎年の年間投資枠の範囲であれば、制限なく投資できる。
2024年以後のNISAでは、生涯の非課税保有限度額が設けられています。

○ C　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限である。
これが正解です。

× D　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、その全額を成長投資枠で利用できる。
成長投資枠で利用できるのは、総枠のうち1,200万円までです。

あわせて覚えたいポイント

- 非課税保有限度額（総枠）は、商品を売却すると再利用できます（金融庁「NISAを知る」）。
- 令和8年度税制改正により、2027年（令和9年）1月1日から、未成年者向けの勘定（未成年者特定累積投資勘定）が設けられます（租税特別措置法 第37条の14、令和8年法律第12号による改正。2027-01-01施行）。本問は18歳以上の人の枠です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の14（特定累積投資勘定基準額等の合計額が千八百万円を超えることとなるとき、特定非課税管理勘定については千二百万円を超える場合を除く）
- 金融庁「NISAを知る」 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html（生涯の非課税保有限度額は1,800万円、うち成長投資枠は1,200万円（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問　finance-043　金融・外貨建て債券の円ベースの収益率

正答 A　**0.53%**

外貨建て商品の円ベースの収益率は、受取額を円に換算した額と、投資額（円）を比べて求めます。為替相場の変動（円高・円安）が収益に影響します。

計算・判断の手順

1. 投資額（円）：1万ドル × 150円 ＝ 150万円
2. 受取額（円）：10,400ドル × 145円 ＝ 150万8,000円
3. 円ベースの収益率：(150万8,000円 − 150万円) ÷ 150万円 × 100 ≒ 0.53%

選択肢ごとの説明

○ **A**　0.53%
これが正解です。

× **B**　4.00%
ドルベースの利率です。円高（150円→145円）による為替差損を考慮していません。

× **C**　-3.33%
為替の変動率（145 ÷ 150 − 1）だけで、利息を考慮していません。

× **D**　0.67%
利率4%から為替の変動率3.33%を単純に差し引いた近似値です。正確には (1.04 × 145 ÷ 150) − 1 で計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 購入時より円高になると為替差損、円安になると為替差益が生じます。外貨預金の利回りは finance-006 を参照してください。

根拠と基準日

- 外貨建て商品の収益率（法令ではなく、外貨建て商品の円換算による収益率の一般的な計算方法に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問　finance-044　金融・ポートフォリオのリスク（相関係数0）

正答 D　**11.18%**

2資産のポートフォリオの分散は、$(wA \times \sigma A)^2 + (wB \times \sigma B)^2 + 2 \times wA \times wB \times$ 相関係数 $\times \sigma A \times \sigma B$ です。相関係数が0なら、第3項は0になります。

計算・判断の手順

1. 分散：$(0.5 \times 10)^2 + (0.5 \times 20)^2 + 2 \times 0.5 \times 0.5 \times 0 \times 10 \times 20 = 25 + 100 + 0 = 125$
2. 標準偏差：$\sqrt{125} \fallingdotseq 11.18\%$

第44問（finance-044）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　15.00%
標準偏差を単純に加重平均した値で、相関係数が1の場合に当たります。

✕ B　5.00%
相関係数が−1の場合の標準偏差（|0.5 × 10 − 0.5 × 20|）です。

✕ C　125.00%
分散（125）の平方根をとっていません。

○ D　11.18%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相関係数が1未満であれば、ポートフォリオの標準偏差は、各資産の標準偏差の加重平均より小さくなります（分散投資の効果）。相関係数の性質は finance-013 を参照してください。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（ポートフォリオの分散）（法令ではなく、2資産のポートフォリオの分散の公式に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　finance-045　金融・インフォメーション・レシオ

正答 C　0.50

インフォメーション・レシオは、ベンチマークに対する超過収益率を、トラッキングエラーで割った値です。値が大きいほど、リスク1単位あたりの超過収益が大きいと評価されます。

計算・判断の手順

1. 超過収益率：8% − 6% ＝ 2%
2. インフォメーション・レシオ：2% ÷ 4% ＝ 0.50

選択肢ごとの説明

✕ A　2.00
超過収益率（2%）をそのまま答えた誤りです。トラッキングエラーで割ります。

✕ B　0.33
超過収益率をベンチマークの収益率（6%）で割った誤りです。

○ C　0.50
これが正解です。

✕ D　1.50
ベンチマークの収益率をトラッキングエラーで割った誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- シャープ・レシオ（finance-002）は、無リスク資産に対する超過収益率を標準偏差で割ります。比べる対象と分母が異なります。

第45問（finance-045）の続き

根拠と基準日

- 投資パフォーマンスの評価（インフォメーション・レシオ）（法令ではなく、超過収益率 ÷ トラッキングエラーという定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　finance-046　金融・消費者契約法（免責条項の無効）

正答 A　**事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効である。**

事業者の債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する条項や、故意・重大な過失による場合の一部を免除する条項は、無効です（消費者契約法 第8条第1項）。

計算・判断の手順

1. 無効となる条項の例（第8条第1項）
2. 第1号：債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する条項（責任の有無を事業者が決める条項を含む）
3. 第2号：故意又は重大な過失による債務不履行の損害賠償責任の一部を免除する条項（責任の限度を事業者が決める条項を含む）

選択肢ごとの説明

○ **A**　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効である。
これが正解です。

× **B**　責任の全部を免除する条項であっても、消費者が契約書に署名していれば有効である。
消費者が同意・署名していても、法律により無効です。

× **C**　責任の全部を免除する条項は、消費者が取り消すことができるにとどまり、無効ではない。
取り消すことができる（取消し）ではなく、無効です。誤認・困惑による意思表示の取消し（finance-017）とは別の制度です。

× **D**　事業者の故意又は重大な過失による債務不履行の損害賠償責任の一部を免除する条項は、有効である。
故意・重大な過失による場合の一部免除条項も無効です（第8条第1項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする一般的な規定もあります（第10条）。

根拠と基準日

- 消費者契約法 第8条第1項（事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項、故意又は重大な過失による場合の一部を免除する条項などは、無効とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問　finance-047　金融・日本銀行の金融政策の理念

正答 D　**物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること**

日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念とします（日本銀行法 第2条）。

計算・判断の手順

1. 日本銀行法 第2条：物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする

選択肢ごとの説明

✕ **A**　為替相場を一定の水準に固定することを通じて、輸出産業の発展に資すること
為替相場の固定は理念とされていません。

✕ **B**　完全雇用の達成を最優先とすること
日本銀行法の理念は、物価の安定を通じた国民経済の健全な発展です。

✕ **C**　政府の財政資金を有利な条件で調達すること
政府の資金調達は、日本銀行の理念ではありません。

○ **D**　物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 金融政策の手段には、公開市場操作（オペレーション）などがあります。物価の指標としての GDPデフレーターは finance-039 を参照してください。

根拠と基準日

- 日本銀行法 第2条（通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問　finance-048　金融・期待収益率（シナリオ分析）

正答 B　**6.50%**

期待収益率は、各シナリオの収益率に生起確率を掛けて合計したものです。

計算・判断の手順

1. 好況：20% × 0.3 ＝ 6.0%
2. 普通：5% × 0.5 ＝ 2.5%
3. 不況：−10% × 0.2 ＝ −2.0%
4. 期待収益率：6.0% ＋ 2.5% − 2.0% ＝ 6.50%

第48問（finance-048）の続き

選択肢ごとの説明

× A　5.00%
生起確率を考えずに、3つの収益率を単純平均した誤りです（(20 ＋ 5 − 10) ÷ 3）。

○ B　6.50%
これが正解です。

× C　10.50%
不況の収益率をプラスとして計算した誤りです（6.0 ＋ 2.5 ＋ 2.0）。

× D　4.00%
普通のシナリオを計算に含めていない誤りです（6.0 − 2.0）。

あわせて覚えたいポイント

- 複数の資産を組み合わせたポートフォリオの期待収益率は、各資産の期待収益率を投資比率で加重平均して求めます（finance-008）。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（期待収益率）（法令ではなく、各シナリオの収益率を生起確率で加重平均するという定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問　finance-049　金融・顧客等に対する誠実公正義務

正答 A　**顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。**

金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行しなければなりません（同法 第2条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：金融サービスの提供等に係る業務（政令で定めるもの）を行う者（同条第2項に業務を列挙）
2. 内容：顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する義務

選択肢ごとの説明

○ A　顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。
これが正解です。

× B　業務を行う者は、自らの利益を最優先として業務を遂行することができる。
顧客等の最善の利益を勘案することが求められています。

× C　この義務の対象は銀行だけで、証券会社や保険会社などは対象とならない。
銀行に限らず、金融商品取引業、保険募集など、同条第2項に掲げる業務を行う者が対象です。

× D　この義務は努力義務にとどまり、法律上の義務ではない。
「遂行しなければならない」と定められた法律上の義務です。

あわせて覚えたいポイント

- 同法の重要事項の説明義務は finance-016、損害額の推定は finance-034 を参照してください。

第49問（finance-049）の続き

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第2条第1項（顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問　finance-050　金融・割引債の利回り（複利）

正答 C　2.00%

割引債の年複利の利回りは、(額面 ÷ 購入価格) の（1 ÷ 残存年数）乗から1を引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 100 ÷ 94.23 ≒ 1.06123
2. 年複利の利回り：1.06123^(1/3) − 1 ≒ 0.0200 ＝ 2.00%
3. 検算：94.23 × 1.02^3 ≒ 100.00円

選択肢ごとの説明

× A　6.12%
3年間の利回りの合計（100 ÷ 94.23 − 1）です。年率にしていません。

× B　2.04%
単利で計算した利回りです（(100 − 94.23) ÷ 3 ÷ 94.23）。設問は年複利です。

○ C　2.00%
これが正解です。

× D　1.92%
単利で、購入価格ではなく額面で割った誤りです（(100 − 94.23) ÷ 3 ÷ 100）。

あわせて覚えたいポイント

- 割引債は利払いがなく、額面と購入価格の差（償還差益）が収益になります。利付債の利回りは finance-001・011・021 を参照してください。

根拠と基準日

- 利回りの定義（割引債の複利利回り）（法令ではなく、割引債の年複利利回りの一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）